証券コード　4382
2021年７月13日

株　主　各　位

東京都港区芝五丁目31番17号
ＰＭＯ田町２Ｆ
ＨＥＲＯＺ株式会社
代表取締役ＣＥＯ　林　　隆　弘

第13期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第13期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

新型コロナウイルスの感染拡大による影響が引き続き懸念される中、当社第13期定時株主総会の開催及び運営方法について慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、感染防止策を可能な限り講じたうえで、下記のとおり開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、**極力、書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申しあげます。**

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年７月28日（水曜日）午後７時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2021年７月29日（木曜日）午前10時～（受付開始午前９時30分）

２．場　　所　東京都港区芝浦３丁目４－１　田町グランパーク　プラザ棟３階・４階　301大会議室

３．目的事項

報告事項　第13期（2020年５月１日から2021年４月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

第２号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

４．招集にあたっての決定事項

（１）代理人が株主総会に出席される場合、定款第16条の規定に基づき、代理人は議決権を有する他の株主様１名とさせていただきます。

なお、その際は、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

（2）議決権行使書用紙において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

（3）複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、予めご了承いただきますようお願い申しあげます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス https://heroz.co.jp/ir/）に掲載させていただきます。

◎当日は節電のため、軽装（クールビズ）にて対応させていただきます。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申しあげます。

◎本年は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申しあげます。

◎ご出席を予定されている株主様におかれましては、当日までの健康状態や株主総会開催日の感染拡大状況にご留意いただき、ご無理のないようお願いいたします。

◎会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします（ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申しあげます。）。

◎本総会当日時点での感染拡大状況によっては、当社役員及び本総会運営スタッフは、検温を含めた体調の確認を行ったうえで、マスクを着用して応対させていただく場合がございます。

◎感染拡大防止のため、本総会へご来場の株主様におかれましては、体調不良と見受けられる際には検温等のご協力をお願いする場合がございます。

（提供書面）

事　業　報　告

（2020年５月１日から
2021年４月30日まで）

１．会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当社は、「驚きを心に」をコンセプトとして、人々の生活が便利に楽しくなるように、人工知能（AI）を活用したサービスをBtoC及びBtoB領域で展開しております。当社が属するAI市場では、ディープラーニング等の機械学習関連アルゴリズムの高度化に加えて、機械学習に利用可能な計算機の能力向上やデータの増加により、更なる成長が続いております。

当事業年度は、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行による経済活動の鈍化等に伴い、国内外において景気が失速するなど、先行きが不透明な状況が続きました。情報サービス業界においては、顧客によるIT投資予算の削減等のリスクが懸念されたほか、在宅勤務等による商談機会減少の影響が見られたものの、一方で「ニューノーマル（新常態）」環境下における業務プロセスやビジネスモデルの変革といったデジタルトランスフォーメーション推進に関する需要拡大等も見られた１年となりました。

このような環境のなか、当社のAI（BtoC）サービスにおいては、全国的な外出自粛影響による巣ごもり需要の活性化やメディア露出・イベント開催等の影響もあり、AIによるサポート機能等を搭載したスマートフォンアプリ「将棋ウォーズ」が引き続き安定した収益を上げました。

AI（BtoB）サービスにおいては、当社のディープラーニング等の機械学習技術を集約したAIサービス「HEROZ Kishin」に関わる業務の標準化を続け、資本業務提携先をはじめとする様々な事業会社へ「HEROZ Kishin」の拡販を進めました。同サービスについては、政府や東京都から発出された緊急事態宣言中の商談機会減少等の影響を受け、初期設定フィーの獲得に遅延が生じておりましたが、ニューノーマル環境下におけるデジタルトランスフォーメーション推進の需要拡大等に伴い、当事業年度末に向けて徐々に回復しました。

その他、中長期的な成長戦略を実現するための先行投資によって、採用教育費等の販売費及び一般管理費が増加しております。売上原価において

は、人材採用の強化による労務費の増加に加えて、AI（BtoC）サービスの売上増加に応じて課金決済手数料も増加しております。

以上の結果、当事業年度の売上高は1,556,593千円（前事業年度比0.8%増）となり、営業利益294,180千円（前事業年度比35.9%減）、経常利益285,814千円（前事業年度比29.4%減）、当期純利益207,146千円（前事業年度比18.9%減）となりました。

なお、当社はAI関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の経営成績に関する記載は省略しております。

② 設備投資の状況

当事業年度において実施した当社の設備投資の総額は376,902千円であり、その主なものは機械学習用のサーバになります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 10 期 (2018年４月期)	第 11 期 (2019年４月期)	第 12 期 (2020年４月期)	第 13 期 (当事業年度) (2021年４月期)
売　　上　　高(千円)	1,155,023	1,377,281	1,544,464	1,556,593
経　常　利　益(千円)	338,667	415,055	404,571	285,814
当　期　純　利　益(千円)	247,072	296,709	255,382	207,146
１株当たり当期純利益（円）	20.52	21.74	17.84	13.85
総　　資　　産(千円)	1,748,133	2,157,910	6,408,863	6,546,615
純　　資　　産(千円)	1,504,831	1,979,310	6,182,740	6,403,111
１株当たり純資産（円）	112.85	141.94	414.46	426.13

（注）2019年１月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。また、2020年２月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

当社の親会社及び子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

当社を取り巻く経済環境は、新型コロナウイルス感染症拡大による影響が引き続き懸念される状況ではありますが、その一方で「ニューノーマル（新常態）」の定着や同感染症に対するワクチン接種の開始など回復の兆しも徐々に見え始めております。情報サービス業界においては、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした業務プロセス・ビジネスモデル変革の動きが加速し、デジタルトランスフォーメーション推進に関する需要拡大等が見込まれると認識しております。

このような状況の下で、当社では、継続的な事業拡大のため、以下の課題について対応が必要であると考えております。

① 新技術への対応

当社が強みとするAI関連の技術は、将来的な利用可能性の高さから世界的に研究開発が活発に行われております。このような事業環境の下で当社が事業を継続的に拡大していくには、様々な新技術に適時に対応していくことが必要であると認識しており、その対応を行っております。当社では、現在所属している一般社団法人「人工知能学会」の賛助会員や一般社団法人「日本ディープラーニング協会」の正会員として最先端の情報収集に努め、またコンピューター将棋や囲碁AI関連の大会で上位入賞するための情報収集や試行錯誤等を通じて、最先端のAI技術の開発と導入を行いながらその技術力向上に取り組んでおります。

② 人材の確保

当社は、AI市場の拡大、新規参入企業の増加、顧客・ユーザーのニーズの多様化に迅速に対応していくため、最先端の技術を有する人材の確保、育成が必要と考えております。

しかし、優秀な能力を持つ人材獲得は、他社とも競合し、安定した人材確保が容易ではない状況が今後も継続すると考えております。当社としましては、技術力の高さを通じて市場でのプレゼンスを高めることや、優秀な人材が興味や関心を持つ分野での各種取り組みを強化すること等によって会社の魅力を訴求していくことが重要であると考えております。また、社内研修の強化等を図っていくことで人材の育成につなげたいと考えております。

③　情報管理体制の強化

当社では、現在、様々な業界に対してAIサービスの提供を行っております。このようなAI開発のためには、それぞれの業界において蓄積されたデータが必要になるため、当社ではデータを有する企業とのパートナーシップ戦略を採用しております。その結果、顧客の機密情報を扱っているため、情報管理規程等に基づいた管理を徹底しており、今後も社内教育を継続して行ってまいります。

④　システム基盤の強化

当社の収益の基盤となるサービスを展開するためには、大量の情報処理やシステム稼働の安定性を確保することが経営上重要な課題であると認識しております。そのため、システムを安定的に稼働させるための人員の確保およびサーバの拡充に努めてまいります。

⑤　知的財産権の確保等について

当社では、日々のAI開発業務から生じた新規性のある独自技術の保護のために、当社単独または共同開発企業等と共同で、それらに関する特許権等の知的財産権の取得を図っております。しかしながら、AI開発分野においては、国内外大手IT企業等が知的財産権の取得に積極的に取り組んでいるため、当社も特許権等の取得により当社の活動領域を確保することが課題であると認識しております。今後、様々な業界に対してAIを開発することによって有用な知見が得られることが期待されるため、外部専門家とも協力しながら、独自の技術分野については、他社に先立って戦略的に特許権等を取得していきます。

⑥　サービスの安全性及び健全性の確保

当社では、AI（BtoC）サービスにおけるユーザーが安心して当社のサービスを利用できるように、下記のガイドラインを設け、その安全性・健全性の確保に努めております。

当社の安全性・健全性に関するガイドライン

第１条（目的）

このガイドラインは、ＨＥＲＯＺ株式会社（以下「当社」という）が運営・提供するゲーム等のサービスについて、当該サービスを利用する者（以下「利用者」という）が安心・安全に楽しめるサービスの提供を実現するために必要な施策を示すことを目的とする。

第２条（施策）

前条の目的を達するために以下の施策を行う。

(1) 法令遵守の徹底

サービスの開発・提供に際して、景品表示法その他の関連する法令を遵守する。提供するサービスについて将来的に違法と判明した場合は、直ちに停止する。

(2) 20歳未満の利用者の保護の徹底

入会時もしくは課金時に年齢認証を行い、20歳未満の利用者による過度な課金利用を未然に防止する。月間課金上限額（税抜）については、20歳未満利用者の場合、月額20,000円とし、16歳未満の場合は月額5,000円とする。

(3) リアル・マネー・トレード（RMT）の禁止

RMTは一切禁止とする。利用規約においてRMTを禁止している旨を明記するとともに、RMT利用が判明した利用者には、強制退会も含め、速やかに必要な措置を講じる。

(4) 不適切行為に対する措置

利用規約違反など、サービスにおいて不適切と判断される行為を行った利用者に対しては、強制退会も含め、速やかに必要な措置を講じる。

(5) 利用者間コミュニケーションの監視

利用者間のコミュニケーションが安心・安全に行われるよう、定期的に監視し、利用者間の不適切なコミュニケーションを発見した場合には迅速な対処を行う。

(6) 適切な有料アイテム出現確率

有料ガチャのようにランダムで出現する有料アイテムについては、その出現確率を適切な水準に設定する。

(7) 社員研修・教育

サービスの安全性・健全性を向上させるため、社員の研修・教育を実施する。

第３条（更新）

サービスの変化、利用者の状況の変化、その他社会状況等の変化に鑑み、当ガイドラインの内容を最適な状態とするべく努力をする。

⑦　内部管理体制の強化

当社におきましては、今後もより一層の事業拡大を見込んでおります。そのため、当社の事業拡大に応じた内部管理体制の構築を図るとともに、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

また、当社の成長速度に見合った人材の確保および育成も重要な課題と認識しており、継続的な採用活動と研修活動を行ってまいります。

(5) 主要な事業内容（2021年４月30日現在）

事業区分	事業内容
AI関連事業	AIサービス等の企画・開発・運営

(6) 主要な事業所（2021年４月30日現在）

本社	東京都港区

(7) 使用人の状況（2021年４月30日現在）

使用人数	前事業年度末比増減
55名	9名増

（注）　使用人数は正社員の他、契約社員も含みます。

(8) 主要な借入先の状況（2021年４月30日現在）

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．株式の状況（2021年４月30日現在）

(1) 発行可能株式総数　　52,600,000株

(2) 発行済株式の総数　　15,025,582株

（注）当事業年度において、発行済株式の総数は、新株予約権の行使により108,200株増加し、自己株式の消却により46株減少しております。

(3) 株主数　　10,050名

(4) 大株主

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
林　隆弘	4,333,300	28.83
高橋　知裕	4,333,300	28.83
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	415,100	2.76
ビッグローブ株式会社	400,000	2.66
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	277,100	1.84
株式会社バンダイナムコエンターテインメント	176,676	1.17
ネットマーブルジャパン株式会社	176,400	1.17
株式会社コーエーテクモゲームス	171,876	1.14
株式会社竹中工務店	163,132	1.08
KIA FUND F149	137,900	0.91

（注）１．上記の持株数のうち、信託業務に係る株式数については、当社として把握することができないため記載しておりません。

２．自己株式は所有しておりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

３．新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、2020年12月11日開催の取締役会において、中長期的な企業価値の増大を目指すにあたって、より一層意欲及び士気を向上させ、結束力をさらに高めることを目的として、当社取締役及び従業員に対して下記の通り有償にて新株予約権を発行いたしました。

	第10回新株予約権
発行決議日	2020年12月11日
新株予約権の数	1,260個
新株予約権割当の対象者	当社取締役及び従業員
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式　126,000株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額	新株予約権１個当たり 200円とする。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権１個当たり 294,200円 （１株当たり　2,942円）
権利行使期間	2023年５月１日から 2025年12月31日まで
行使の条件	（注）

（注）新株予約権の行使の条件

①2023年４月期及び2024年４月期の各事業年度にかかる当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書とする。以下同じ。）において、当社の売上高及びEBITDAが下記（a）及び（b）に掲げる水準を満たしている場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合を上限として、本新株予約権を行使することができる。

(a) 2023年４月期における売上高が2,750百万円以上且つ当社のEBITDAが黒字となった場合、50％権利行使可能

(b) 2024年４月期における売上高が3,000百万円以上且つ当社のEBITDAが黒字となった場合、50％権利行使可能

なお、EBITDAの額の判定においては、当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書における営業利益に、当社連結キャッシュ・フロー計算書上（連結キャッシュ・フロー計算書を作成していない場合、キャッシュ・フロー計算書）の減価償却費（のれん償却費を含む）及び敷金償却を加算した額を参照するものとし、本新株予約権にかかわる株式報酬費用が発生した場合にはこれを除外して計算し、当該有価証券報告書が提出された時点からかかるEBITDAの額が適用される。また、国際財務基準の適用等により参照すべき数値の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

②新株予約権の割当てを引き受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員または使用人であることを要する。

③新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤本新株予約権の１個未満の行使を行うことはできない。

４．会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2021年４月30日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役ＣＥＯ	林　隆弘	
代表取締役ＣＯＯ	高橋知裕	
取締役ＣＦＯ	浅原大輔	
取締役ＣＴＯ	井口圭一	開発部長
取締役（監査等委員・常勤）	國本浩市	
取締役（監査等委員）	井上智宏	ベンチャーインク会計事務所 代表
取締役（監査等委員）	上山亨	カケルパートナーズ合同会社代表社員 ビープラッツ株式会社社外取締役 株式会社クラウドワークス社外取締役 株式会社いつも社外取締役(監査等委員)

（注）１．取締役（監査等委員）國本浩市氏、井上智宏氏及び上山亨氏は、社外取締役であります。
２．取締役（監査等委員）井上智宏氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
３．情報収集の充実を図り、内部監査担当者等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、國本浩市氏を常勤の監査等委員として選定しております。
４．当社は、社外取締役井上智宏氏及び上山亨氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役全員は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が定める額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 役員等のために締結される保険契約

当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項の規定に基づき当社取締役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険においては、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じる損害等について填補されることとなっております。

(4) 取締役の報酬等

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、取締役会決議に基づき取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を定めております。当該方針の概要は、下記の通りです。

当社の取締役の報酬は、中長期的な業績及び企業価値の向上等に資するよう配慮した報酬体系とし、個々の取締役の報酬等の内容に関しては、株主総会において決定された報酬総額の範囲内において、各役員の職務内容・実績・他社事例及び当社の業績状況等を勘案した適正な水準とすることを基本方針としたうえで、取締役会にて検討・決定を行うものとしております。なお、取締役の個人別の報酬は固定報酬のみとし、在任期間中に毎月均等額を支給するものと定めております。

② 役員の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、その報酬算定の公平性、その報酬水準と各取締役の職務内容・貢献度等とのバランス、当社業績との関連性等の面から、決定方針との整合性について取締役会にて監査等委員も含めて総合的に議論・検討を行っており、決定方針に沿うものであると判断しております。

③ 監査等委員である取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

監査等委員である取締役の報酬等の額は、株主総会で定められた報酬総額の限度内において、監査等委員会監査における各委員の貢献度等を勘案して、監査等委員会規程に基づき監査等委員会にて決定しております。

④ 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）	対象となる役員の員数（人）
		固定報酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	71,600 (－)	71,600 (－)	4 (0)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	13,200 (13,200)	13,200 (13,200)	3 (3)
合計 （うち社外役員）	84,800 (13,200)	84,800 (13,200)	7 (3)

（注）2017年７月24日開催の第９期定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は年額150百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、取締役（監査等委員）の報酬限度額は年額25百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）及び取締役（監査等委員）の員数はそれぞれ３名であります。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役（監査等委員）井上智宏氏は、ベンチャーインク会計事務所の代表でありますが、当社と兼職先との間に取引関係等はありません。

・取締役（監査等委員）上山亨氏は、カケルパートナーズ合同会社の代表社員であり、ビープラッツ株式会社の社外取締役、株式会社クラウドワークスの社外取締役、株式会社いつもの社外取締役（監査等委員）を兼職しております。上記の兼職先のうち、株式会社クラウドワークスについては当社と取引がありますが、特別の利害関係を生じさせる重要性はなく、その他の３社については、当社との間に取引関係等はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区　　分	氏　　名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取　締　役 （監査等委員）	國 本 浩 市	当事業年度において開催された取締役会15回のうち全てに出席いたしました。また、当事業年度において開催された監査等委員会12回のうち全てに出席いたしました。取締役会及び監査等委員会において、人事労務等に関する幅広い見識と豊富な経験から積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取　締　役 （監査等委員）	井 上 智 宏	当事業年度において開催された取締役会15回のうち全てに出席いたしました。また、当事業年度において開催された監査等委員会12回のうち全てに出席いたしました。取締役会及び監査等委員会において、公認会計士としての専門的見地から積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取　締　役 （監査等委員）	上 山　　亨	当事業年度において開催された取締役会15回のうち全てに出席いたしました。また、当事業年度において開催された監査等委員会12回のうち全てに出席いたしました。取締役会及び監査等委員会において、経営と金融等に関する幅広い知識と経験から積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

５．会計監査人の状況

(1) 名称　有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,900千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」の適用に関する助言業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

６．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、継続的な企業価値向上を目指しつつ公正・誠実な事業活動を行うために、取締役及び使用人に対しては、法令及び規程等を遵守し適正に職務を行うことを、周知・徹底します。法令違反行為等があった場合は、「就業規則」等に基づき適切に対処するなど、リスク管理体制の強化に取り組みます。そのために、コンプライアンス委員会の定期的な開催や、会社規程等の整備と検証及び見直しを行うことにより、リスク管理体制の充実を図ります。また、当社は、反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断するとともに、反社会的勢力等からの不当要求の拒絶等については、全社を挙げて毅然とした姿勢で組織的に対応します。

また、財務報告の信頼性を確保するための内部統制の報告体制を構築し、その有効な運用及び評価を行います。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、「取締役会規程」、「職務権限規程」及び「稟議規程」等に則り、取締役の職務の執行に係る情報を文書に記録して適切に保存及び管理します。また、「情報管理規程」を定め、情報資産の保護・管理を行います。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、業務遂行に係るリスクを適切に評価及び認識し、それぞれのリスクを予防するための措置を取るために、内部監査担当者による定期的な監査を実施いたします。これにより、法令及び定款等の違反その他の事由に基づく損失の危険を未然に回避、予防し、又は管理します。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が適切かつ効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する規程である「取締役会規程」を定めるとともに、取締役会を原則として月１回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、経営上の重要事項の審議・決定を行います。

⑤　監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項並びにその取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

当社は、監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査の実効性の確保の観点から、補助使用人の体制の強化に努めることとします。なお、当該補助使用人は、業務の執行に係る職位を兼務しないことに努める等、独立性を確保することに努めます。

⑥　監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する指示の実効性を確保するため、監査等委員会から監査業務に必要な指示を受けた取締役及び使用人は、当該指示については専ら監査等委員会の指示命令に服することとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、部門長等の指揮命令を受けないこととします。

⑦　取締役及び使用人が、監査等委員会に報告するための体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員が経営に関する重要な会議に出席し、取締役等から職務の執行状況の報告を受けること、及び重要な決裁書類等を閲覧し、経営情報をはじめとする各種の情報を取得することができる体制を整備し、併せて、監査等委員に代表取締役、会計監査人、内部監査担当者が実施した監査結果の報告や意見・情報交換を行う場を提供します。

また、当社の取締役及び使用人は、不正又は法令及び定款等の違反等、又は内部通報があった事項等、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合には、監査等委員に報告するものとします。なお、「内部通報規程」を定めることで、監査等委員会へ報告を行った当社の取締役及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の取締役及び従業員に周知徹底いたします。

⑧　監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について、必要な費用の前払等の請求をしたときは、速やかに当該費用等の償還請求に応じます。

⑨　その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役及び内部監査担当者は、監査等委員と定期的に意見交換を行う機会を持つこととします。また、監査等委員は取締役会に参加するとともに、必要に応じて重要な会議等の社内会議体に出席し、重要な報告を受ける体制を構築します。なお、監査等委員会は、会計監査人から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し、監査の実効性を図ることとします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①　リスク管理体制の状況

当社では、「リスク管理規程」等に基づき、リスクの未然防止及び会社損失の最小化に努めております。また、必要に応じて弁護士、公認会計士、弁理士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家からアドバイスを受けられる体制を構築するとともに、内部監査及び監査等委員による監査を通じて、潜在的なリスクの早期発見に努めております。

②　内部監査及び監査等委員会監査の状況

当社では、会社の規模が比較的小さいため独立した内部監査部門を設けておりません。当社の内部監査は、経営企画部長が内部監査担当者として実施しております。ただし、監査の対象部署が内部監査担当者の分掌業務であるときには、ＣＥＯの指示を受けて他の部署に属する者が監査業務を行っております。内部監査担当者は、業務の有効性及び効率性等を担保することを目的として、ＣＥＯによる承認を得た内部監査計画に基づいて内部監査を実施し、監査結果をＣＥＯに報告するとともに、監査対象となった各事業部門に対して業務改善等のための指摘を行い、後日、改善状況を確認します。

内部監査担当者は、監査等委員及び会計監査人と定期的に会合を開催し、監査に必要な情報の共有化を図っております。

７．会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な買収防衛策は導入いたしておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

貸借対照表

(2021年４月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,786,826	流動負債	143,504
現金及び預金	5,554,149	買掛金	22,224
売掛金	185,765	未払金	23,910
仕掛品	1,288	未払費用	22,445
前払費用	26,164	未払法人税等	30,002
その他	19,458	前受金	19,874
固定資産	759,788	預り金	9,128
有形固定資産	424,351	賞与引当金	9,026
建物	11,036	その他	6,890
工具、器具及び備品	413,315	負債合計	143,504
無形固定資産	17,419	(純資産の部)	
ソフトウエア	17,419	株主資本	6,405,423
投資その他の資産	318,017	資本金	2,276,959
投資有価証券	224,516	資本剰余金	3,044,058
長期前払費用	3,235	資本準備金	2,215,609
繰延税金資産	30,461	その他資本剰余金	828,449
その他	59,804	利益剰余金	1,084,405
		その他利益剰余金	1,084,405
		繰越利益剰余金	1,084,405
		評価・換算差額等	△2,564
		その他有価証券評価差額金	△2,564
		新株予約権	252
		純資産合計	6,403,111
資産合計	6,546,615	負債純資産合計	6,546,615

損　益　計　算　書

（2020年５月１日から
2021年４月30日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		1,556,593
売上原価		851,331
売上総利益		705,261
販売費及び一般管理費		411,081
営業利益		294,180
営業外収益		
受取利息	58	
出資分配金	37	
助成金収入	1,000	
その他	6	1,102
営業外費用		
投資事業組合運用損	9,465	
その他	2	9,467
経常利益		285,814
税引前当期純利益		285,814
法人税、住民税及び事業税	73,444	
法人税等調整額	5,224	78,668
当期純利益		207,146

株主資本等変動計算書

（2020年５月１日から
2021年４月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	2,269,373	2,208,023	828,620	3,036,644	877,259	877,259	－	6,183,276
当期変動額								
新株の発行	7,585	7,585		7,585				15,171
当期純利益					207,146	207,146		207,146
自己株式の取得							△171	△171
自己株式の消却			△171	△171			171	－
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								－
当期変動額合計	7,585	7,585	△171	7,414	207,146	207,146	－	222,146
当期末残高	2,276,959	2,215,609	828,449	3,044,058	1,084,405	1,084,405	－	6,405,423

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△536	△536	－	6,182,740
当期変動額				
新株の発行				15,171
当期純利益				207,146
自己株式の取得				△171
自己株式の消却				－
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△2,027	△2,027	252	△1,775
当期変動額合計	△2,027	△2,027	252	220,370
当期末残高	△2,564	△2,564	252	6,403,111

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの

主として移動平均法による原価法

なお、投資事業組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書等を基礎とし、その持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、３年間で均等償却する方法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　３～15年

工具、器具及び備品　３～10年

② 無形固定資産

自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年以内）に基づく定額法を採用しております。

(4) 繰延資産の処理方法

株式交付費

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当社では、当事業年度においては、過去の貸倒実績及び回収不能が見込まれる債権残高がないため、計上しておりません。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2．表示方法の変更

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号　2020年３月31日）を当事業年度末から適用し、計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3．会計上の見積りに関する注記

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響については、依然として不透明な状況が続いておりますが、当社の事業環境は概ね正常化しており、現時点においては重要な影響はないものと判断して会計上の見積りを行っております。当該見積りの具体的な内容については、下記の通りです。

なお、同感染症による影響は不確実性が高く、今後の拡大状況によっては、翌事業年度の当社の財政状態、経営成績等に重要な影響を及ぼす可能性があります。

①当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産　30,461千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は繰延税金資産について、将来事業年度の課税所得を合理的に見積り、回収可能性を判断した上で計上を行っております。新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響を含めた今後の経営環境の変化等によっては、翌事業年度において、当該将来事業年度の課税所得の見積り及び繰延税金資産の計上額が変動する可能性があります。

4．貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　198,389千円

5．損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

6．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　15,025,582株

（注）当事業年度において、発行済株式の総数は、新株予約権の行使により108,200株増加し、自己株式の消却により46株減少しております。

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

該当事項はありません。

(3) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　135,600株

7．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金は自己資金で賄っており、一時的な余剰資金は短期的な預金等に限定して運用を行っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式や投資事業組合に対する出資であり、発行体の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は全て１年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク等）の管理

売掛金については、経理規程に基づき各プラットフォーム運営事業者により回収代行されるものについては各社ごとに、回収代行によらないものについては、顧客ごとに、経営企画部が期日管理及び残高管理を行うことにより信用リスクを管理しております。

投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況等を把握し、その保有の妥当性を検証しております。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

営業債務については、経営企画部が月次単位での支払予定を把握するとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年４月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません（（注）２．をご参照ください。）。

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	5,554,149	5,554,149	－
(2) 売掛金	185,765	185,765	－
資産計	5,739,914	5,739,914	－
(1) 買掛金	22,224	22,224	－
(2) 未払金	23,910	23,910	－
(3) 未払法人税等	30,002	30,002	－
(4) 預り金	9,128	9,128	－
負債計	85,266	85,266	－

（注）１．金融商品の時価の算定方法に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負　債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 預り金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

区分	貸借対照表計上額（千円）
投資有価証券	224,516

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

８．税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
投資有価証券評価損	12,479 千円
未払事業税	5,106
前受金	6,086
賞与引当金	2,764
その他	4,024
繰延税金資産小計	30,461
評価性引当額	－
繰延税金資産合計	30,461

９．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額	426円13銭
(2) １株当たり当期純利益	13円85銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年６月10日

ＨＥＲＯＺ株式会社

取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　伊　藤　裕　之　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　福　島　啓　之　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ＨＥＲＯＺ株式会社の2020年５月１日から2021年４月30日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2020年５月１日から2021年４月30日までの第13期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①　監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

②　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年６月18日

ＨＥＲＯＺ株式会社　監査等委員会

監査等委員　國本浩市　㊞

監査等委員　井上智宏　㊞

監査等委員　上山亨　㊞

（注）監査等委員國本浩市、井上智宏及び上山亨は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（４名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役４名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきまして、監査等委員会において検討がなされましたが、特段の指摘事項はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	林（はやし）　隆弘（たかひろ） （1976年12月20日）	1999年４月　日本電気株式会社（NEC）入社 IT戦略部、経営企画部に在籍 2009年４月　当社設立 代表取締役ＣＥＯ（現任）	4,333,300株
（取締役候補者とした理由） 当社の代表取締役ＣＥＯとして長年に亘り経営の指揮を執り、当社の企業価値の向上に貢献しております。その他実績、能力と企業経営者としての豊富な経験とともに人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役候補者としました。			
2	高橋（たかはし）　知裕（ともひろ） （1976年12月30日）	1999年４月　日本電気株式会社（NEC）入社 ビッグローブ事業部、経営企画部に在籍 2009年４月　当社設立 代表取締役ＣＯＯ（現任）	4,333,300株
（取締役候補者とした理由） 当社の代表取締役ＣＯＯとして長年に亘り経営の指揮を執り、当社の企業価値の向上に貢献しております。その他実績、能力と企業経営者としての豊富な経験とともに人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役候補者としました。			

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	あさはらだいすけ 浅原大輔 （1979年６月６日）	2004年４月　マーサージャパン株式会社入社 2006年７月　ゴールドマン・サックス証券株式会社入社 投資銀行部門資本市場本部に在籍 2013年６月　当社入社 2013年７月　当社取締役ＣＦＯ兼経営企画部長 2020年６月　当社取締役ＣＦＯ（現任）	57,400株
（取締役候補者とした理由） 当社の取締役ＣＦＯとして、当社のコーポレート・ガバナンス強化、資本政策、経営管理等を牽引してまいりました。このような実績と経験とともに、人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役候補者としました。			
4	いぐちけいいち 井口圭一 （1978年７月19日）	2003年４月　日本電気株式会社(NEC)入社 中央研究所に在籍 2010年４月　株式会社Donuts入社、開発部長 2012年５月　株式会社Ginger設立、取締役 2013年６月　当社入社、開発部長(現任) 2020年７月　当社取締役ＣＴＯ（現任）	12,000株
（取締役候補者とした理由） 幅広いIT技術への精通及び多数の開発経験を有しており、2013年６月以降、当社の開発部長を務め、当社サービスの品質保持及び監督に尽力してまいりました。その他実績、能力とともに人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役候補者としました。			

（注）１　各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２　当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項の規定に基づき当社取締役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険においては、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じる損害等について填補されることとなっております。各候補者の選任が承認され就任した場合には、引き続き当該保険契約の被保険者となります。また、次回の当該保険契約の更新時には、同内容での更新を予定しております。

第２号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

監査等委員である取締役全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきまして、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	國本浩市（1956年７月８日）	1980年４月　株式会社日本リクルートセンター（現　リクルートホールディングス）入社 1996年10月　株式会社人事測定研究所（現株式会社リクルートマネジメントソリューション）転籍 2012年10月　株式会社リクルートキャリア転籍 2016年10月　ポート株式会社入社 2019年７月　当社取締役（監査等委員） 2020年１月　当社取締役(監査等委員・常勤)（現任）	－株

（監査等委員である取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要）

長年にわたる事業会社での人事労務等に関する幅広い見識と豊富な経験を有しているためであります。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、引き続き監査等委員である取締役候補者としました。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2	井上智宏（いのうえともひろ） （1980年7月19日）	2003年４月　中央青山監査法人入所 2006年９月　あらた監査法人（現　PwCあらた有限責任監査法人）入所 2010年５月　ベンチャーインク会計事務所代表（現任） 2015年２月　当社監査役 2017年７月　当社取締役（監査等委員・常勤） 2020年１月　当社取締役（監査等委員）（現任）	－株
（監査等委員である取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要） 公認会計士及び税理士としての高度な人格と会計税務に関する専門的な知識を有しているためであります。なお、上記の理由により、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、引き続き監査等委員である取締役候補者としました。			
3	上山亨（かみやまとおる） （1977年10月11日）	2000年４月　野村證券株式会社入社 2017年８月　カケルパートナーズ合同会社設立、代表社員（現任） 2017年11月　当社取締役（監査等委員）（現任） 2019年６月　ビープラッツ株式会社社外取締役（現任） 2019年12月　株式会社クラウドワークス社外取締役（現任） 2020年２月　株式会社いつも社外監査役 2020年６月　株式会社いつも社外取締役（監査等委員）（現任）	－株
（監査等委員である取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要） 大手金融機関における勤務経験や企業経営の実績があり、経営と金融等に関する幅広い見識と豊富な経験を有するためであります。なお、上記の理由により、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しており、引き続き監査等委員である取締役候補者としました。			

（注）１　各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２　当社は、國本浩市氏、井上智宏氏及び上山亨氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としており、各氏の再任が承認された場合は、各氏との間で当該契約を継続する予定で

あります。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ過失がないときに限られます。

3　國本浩市氏、井上智宏氏及び上山亨氏は、社外取締役候補者であります。

4　國本浩市氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役でありますが、その在任期間は、本総会終結の時をもって２年となります。井上智宏氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役でありますが、その在任期間は、本総会終結の時をもって４年となります。また、上山亨氏につきましても、現在、当社の監査等委員である社外取締役でありますが、その在任期間は、本総会終結の時をもって３年８ヶ月となります。なお、井上智宏氏は、過去に当社の業務執行者でない役員（監査役）であったことがあります。

5　当社は、井上智宏氏及び上山亨氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。

6　当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項の規定に基づき当社取締役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険においては、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じる損害等について填補されることとなっております。各候補者の選任が承認され就任した場合には、引き続き当該保険契約の被保険者となります。また、次回の当該保険契約の更新時には、同内容での更新を予定しております。

以　上

メ　　モ

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場：東京都港区芝浦３丁目４－１　田町グランパーク　プラザ棟３階４階
301大会議室
TEL 03－5441－2100



交通　ＪＲ田町駅東口より　徒歩約５分
都営浅草線・三田線三田駅Ａ４番出口より　徒歩約７分